

## 個人番号を独自利用する事務等の追加について

### 1 概要

地方公共団体が個人番号を利用できる範囲は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野のうち、（１）個人番号法で規定する法定事務と（２）各地方公共団体の条例で規定する独自利用事務に限定されており、本区では児童育成手当、ひとり親家庭等の医療費助成等、６事務を独自利用事務として規定している。

現在、健康保険証により医療保険の資格者情報を確認している以下の事務について、令和6年12月の保険証廃止後は、マイナンバーを活用した情報連携により当該情報を確認する必要があるため、「東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」（以下「条例」という。）を改正し、独自利用事務等を追加する。

### 2 条例改正について

#### （１）独自利用事務の追加【改正：条例別表第1（第3条関係）】

「子どもの医療費助成」を追加する。

#### （２）情報連携の追加【改正：条例別表第2（第3条関係）】

以下の2事務について、「医療保険給付関係情報」と「生活保護関係情報」を連携できる情報として規定する。

- ① ひとり親家庭等の医療費助成
- ② 子どもの医療費助成 ※（１）のとおり独自利用事務に追加

【条例規定】

事 務 名	第3条 別表第1	第3条 別表第2	
	独自利用事務	外部連携	庁内連携
児童育成手当	規定済	規定済	規定済
<b>ひとり親家庭等の医療費助成</b>	規定済	<b>規定を追加</b>	<b>規定を追加</b>
外国人の生活保護	規定済	規定済	規定済
心身障害者医療費助成	規定済	規定済	規定済
心身障害者福祉手当	規定済	規定済	規定済
心身障害者福祉タクシー	規定済	規定済	規定済
<b>子どもの医療費助成</b>	<b>新たに規定</b>	<b>新たに規定</b>	<b>新たに規定</b>
重度心身障害者手当	— (※)	— (※)	規定済

※都の番号法施行条例で規定済

### 3 今後の予定

令和6年6月 個人情報保護委員会への届出

令和7年2月 2事務の情報連携開始

第36号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案			現行		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
7 区長	東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月台東区条例第43号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		(新設)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
2 区長	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	2 区長	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
8 区長	東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	(新設)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。